

神 教 組 事務職員部ニュース

事務職員

臨時的任用に60歳以上の任用が 認められました!



神教組は、これまで各論交渉等を通じて県教委に学校事務職員の60歳以上の臨時的任用について求めてきました。昨年の各論交渉では、欠員で非常勤措置を余儀なくされている学校の実情を訴え、県内政令市の任用状況を伝えるなどして強く求めました。また、県労連の「2017年度賃金確定等要求書」に盛り込むなどのとりくみを行ってきました。

こうした中、県教委は、2018年1月12日付で各市町村教育委員会 教職員人事所管課担当者宛てに、60歳以上の学校事務職員の臨時的任用を認める「学校事務職員及び学校栄養職員の臨時的任用に関する取扱いについて」の通知を发出しました。

このことは、神教組が長年とりくんできた大きな成果だと思います。

60歳以上の学校事務職員の臨時的任用が認められることにより、産休・育休代替等による欠員の解消が図られることが期待されます。

なお、今回の運用見直しは、臨時的任用職員が対象のため、正規職員で退職して再任用をしていない方は、再任用制度による任用が原則のため、今回の見直しの対象とはなりません。

神教組は引き続き、臨時的任用職員の給与・処遇改善にとりくみ、再任用・臨任・非常勤職員の組織化をすすめていく必要があります。

■ 「学校事務職員及び学校栄養職員の臨時的任用に関する取扱いについて」 (※県教委通知 抜粋)

- 任用時の年齢 当面の間、期末満年齢65歳を上限とする。
- 実施時期 2018年4月1日
- 備 考 正規職員については、再任用制度による任用が原則であることから、当該見直しの対象としない。

神教組ホームページ <http://www.ktu.or.jp/>

組合員専用ページへの入り方は、神教組・各地区教組の役員へお尋ねください。